

# 大阪医科薬科大学 教育機構規程

(令和3年11月1日施行)

(目的)

**第1条** この規程は、大阪医科薬科大学に設置する教育機構（以下、「機構」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定める。

(趣旨)

**第2条** 機構は、各学部を設置する教育課程に関する組織（教育センター等）を包括し、全学共通の事項について企画・調整を行う。

(構成)

**第3条** 機構は、以下の組織をもって構成する。

- (1) 医学教育センター
  - (2) 薬学教育センター
  - (3) 看護学教育センター
- 2 前項の各組織に関して必要な事項は別に定める。
- 3 その他、各学部に通ずる業務を行う委員会等を置くことができる。

(業務)

**第4条** 機構は、教育課程に関する次の業務を遂行する。

- (1) 学部間の情報交換・共有及び諸連絡に関すること。
- (2) 学部共通事項の抽出及び企画・調整・立案に関すること。
- (3) 学部共通事項の実施に関すること。
- (4) 教育課程の成果に関する公表及び自己が行う点検・評価のための年次報告書作成に関すること。
- (5) その他、必要な業務に関すること。

(機構長、副機構長、教職員)

**第5条** 機構に機構長を置く。

- 2 機構長の任期は、原則として6月1日から翌年5月末日までの1年間とし、再任を妨げない。ただし、任期の途中で機構長が交代した場合、後任の機構長の任期は前任者の残任期間とする。
- 3 機構長は、機構の業務を掌理し業務遂行に責任を負う。
- 4 機構に副機構長を、若干名置くことができる。
- 5 副機構長の任期は、機構長の任期に準ずる。
- 6 副機構長は、機構長の職務を補佐し、機構長に事故あるときは機構長の業務を代行する。
- 7 機構に教職員を置くことができる。

(機構会議)

**第6条** 機構に、機構の組織及び運営に関する具体的事項を審議するため、機構会議を置く。

2 機構会議は、次の各号に掲げる者をもって組織する。

- (1) 機構長、副機構長
- (2) 第3条第1項各号に規定する組織の長
- (3) 各学部のカリキュラム作成を担当する事務職員 各1名
- (4) IR室担当教職員
- (5) その他、機構長が必要と認める者

3 機構会議に議長を置き、機構長をもって充てる。

4 機構会議は、第4条各号に規定する業務に関する事項を審議する。

5 議長が必要と認めるときは、機構会議に構成員以外の者を出席させ、意見を求めることができる。

6 機構会議の審議結果は、必要に応じて、機構調整会議、学部間協議会、教授会及びその他関連する会議、組織に報告する。

(所 管)

**第7条** 機構の事務は、学務部及び薬学学務部が行う。

(雑 則)

**第8条** この規程に定めるものの他、機構の運営に関し必要な事項は、別に定める。

(改 廃)

**第9条** この規程の改廃は、機構会議及び学部間協議会の議を経て、学長が行う。

**附 則**

- 1 この規程は、令和3年11月1日から施行する。
- 2 機構長及び副機構長の選任は、当面の間、学長が理事長に諮って行う。

**附 則**

この改正は、令和4年10月1日から施行する。